

瑞穂市審議会等の実態調査結果

【調査目的】

今回の調査は、まちづくり基本条例第16条に規定する、市民の意見を市政に反映するための方法として用いられる、「審議会等」がより多くの市民が参画できる場になるよう、そのあり方について検討していくにあたり、現状を把握する必要があることから本調査を実施したものです。

【調査対象及び範囲】

法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるもの「以下「審議会等」という。」で、平成24年中に設置状態にあった審議会等を対象としました。

【調査結果】

1. 審議会等の種類について
審議会等を分類すると、下記のとおりです。

区 分		根 拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関として 設置するもの	法律で設置が義務付けられているもの（法令必置）	○		
	法令で設置することができるものとされるもの（法令任意）	○	○	
	市独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に準ずるもの	市独自の判断で設置するもの			○

2. 審議会等の設置状況
本市における審議会等の区別設置数は下記のとおりです。

区 分		根 拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関として 設置するもの	法律で設置が義務付けられているもの（法令必置）	5		
	法令で設置することができるものとされるもの（法令任意）	8	8	
	市独自の判断で設置するもの		31	
附属機関に準ずるもの	市独自の判断で設置するもの			0

3. 審議会等の設置目的について

本市における設置目的別の機関数は下記のとおりです。

区 分	審議会等	
	機関数	構成比
調停機関	0	0.0%
諮問答申	5	11.4%
調査審議	25	56.8%
計画審議	7	15.9%
判定審議	6	13.6%
その他	1	2.3%
合 計	44	100.0%

4. 審議会等の開催状況

平成24年度中における審議会等の開催状況は下記のとおりです。

区 分	審議会等		
	機関数	構成比	開催回数
調停機関	0	0.0%	0
諮問答申	4	40.0%	15
調査審議	5	50.0%	9
計画審議	1	10.0%	3
判定審議	0	0.0%	0
その他	0	0.0%	0
合 計	10	100.0%	27

<参考>

平成22年度中開催 8機関 述べ22回開催
 平成23年度中開催 13機関 述べ30回開催

5. 審議会等の委員構成

平成24年度中における審議会等の委員構成（対象30機関）は下記のとおりです。

選出区分／目的	諮問答申	調査審議	計画審議	合計	構成比%
識見（大学）	4	9	1	14	3.9
識見（大学以外）	0	43	2	45	12.7
関係団体	25	105	22	152	42.8
市議会	0	7	0	7	2.0
官公庁	2	39	0	41	11.5
市職員	0	38	0	38	10.7
事業者	0	19	0	19	5.4
公募	10	12	4	26	7.3
その他	1	12	0	13	3.7
合計	42	284	29	355	100.0

6. 公募委員の状況

平成24年度中における公募委員（対象30機関）の状況は下記のとおりです。

<p>公募委員数 26人 / 総委員数 355人 （公募委員割合 7.3%） 公募委員募集実施状況 11機関 / 30機関 ≪公募を実施しない主な理由≫ ① 専門性・専門知識を必要とするため ② 個人情報を含む案件を取り扱うため ③ 法令、規約等により選任基準が定められているため ④ 事案に精通した関係団体から委員推薦を依頼しているため</p>

7. 女性委員の登用状況

平成24年度中における女性委員（対象30機関）の登用状況は下記のとおりです。

<p>女性委員数 76人 / 総委員数 355人 （女性委員割合 21.4%）</p>

8. 委員の兼職状況

平成24年度中における委員の兼職状況（対象30機関）は下記のとおりです。

区分	兼職委員数 (A)	構成比% (A) / 229人	総兼職数(B) 人数 × (A)	兼職割合% (B) / 355
2機関兼職	17	7.4	34	9.6
3機関兼職	27	11.8	81	22.8
4機関兼職	6	2.6	24	6.8
5機関兼職	4	1.7	20	5.6
6機関兼職	2	0.9	12	3.4
12機関兼職	1	0.4	12	3.4
合計	57	24.9	183	51.5